

令和 5 年 1 0 月 2 4 日

関東運輸局プレスリリース

ビッグモーターの自動車整備工場に対する行政処分について

令和5年7月28日に関東運輸局管内のビッグモーター10店舗に対し一斉立入検査を行った結果、点検整備や検査の一部未実施などの道路運送車両法違反が確認されたため、本日、関東運輸局は指定自動車整備事業の指定の取消し等の行政処分を行いました。

1. 事業者及び事業場の名称

事業者：株式会社ビッグモーター

株式会社ビーエムホールディングス

株式会社ビッグアセット

事業場：10事業場（別紙のとおり）

2. 行政処分の内容（処分年月日 令和5年10月24日）

別紙のとおり

3. 法令違反等の主な内容

- （1）点検整備料金を過剰に請求した
（道路運送車両法第91条の3違反）
- （2）点検整備の一部を実施せず保安基準適合証を交付した
（道路運送車両法第94条の5第1項違反）
- （3）故意により検査の一部を実施せず保安基準適合証を交付した
（道路運送車両法第94条の5第1項違反）
- （4）故意以外により検査の一部を実施せず保安基準適合証を交付した
（道路運送車両法第94条の5第1項違反）
- （5）同一性の相違する自動車にもかかわらず保安基準適合証を交付した
（道路運送車両法第94条の5第1項違反）
- （6）立入検査時の質問に対し虚偽の陳述を行った
（道路運送車両法第100条第2項違反）

【問い合わせ先】

関東運輸局 自動車技術安全部 整備課 塚原・小澤

電話：045-211-7254 FAX：045-201-8813

【配布先】

横浜海事記者クラブ、都庁記者クラブ、神奈川県政記者クラブ、千葉県政記者クラブ、埼玉県政記者クラブ、茨城県政記者クラブ、栃木県政記者クラブ、群馬県政記者クラブ、山梨県政記者クラブ、関東運輸局記者会「ハイタク等専門紙」、物流専門紙

1. 処分年月日：令和5年10月24日

2. 事業場及び処分の内容

(1) 株式会社ビッグモーター

事業場の名称	処分の内容
株式会社ビッグモーター 浦和美園店	(1) 自動車特定整備事業※ ¹ の事業停止75日 (2) 指定自動車整備事業※ ² の指定の取消し (3) 自動車検査員※ ³ の解任命令2名
株式会社ビッグモーター 熊谷店	(1) 自動車特定整備事業の事業停止90日 (2) 指定自動車整備事業の指定の取消し (3) 自動車検査員の解任命令2名
株式会社ビッグモーター ひたちなか店	(1) 自動車特定整備事業の事業停止15日 (2) 指定自動車整備事業の指定の取消し (3) 自動車検査員の解任命令2名
株式会社ビッグモーター 甲府店	(1) 自動車特定整備事業の事業停止40日 (2) 指定自動車整備事業の指定の取消し (3) 自動車検査員の解任命令2名

(2) 株式会社ビーエムホールディングス

事業場の名称	処分の内容
ビッグモーター酒々井店	(1) 自動車特定整備事業の事業停止55日 (2) 指定自動車整備事業の指定の取消し (3) 自動車検査員の解任命令1名
ビッグモーター石岡店	(1) 自動車特定整備事業の事業停止15日
ビッグモーターつくば店	(1) 自動車特定整備事業の事業停止40日 (2) 保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定 保安基準適合証の交付停止命令70日 (3) 自動車検査員の解任命令1名
ビッグモーター栃木店	(1) 自動車特定整備事業の事業停止15日
ビッグモーター前橋店	(1) 自動車特定整備事業の事業停止10日 (2) 指定自動車整備事業の指定の取消し

(3) 株式会社ビッグアセット

事業場の名称	処分の内容
株式会社ビッグアセット	(1) 自動車特定整備事業の事業停止60日

【用語説明】

- ※1「自動車特定整備事業」とは、自動車の原動機を取外して行う整備などの分解整備や自動ブレーキ等に用いられるセンシング装置（カメラ、レーダー等）の調整などの電子制御装置整備を行う事業であり、当該事業を経営しようとする者は地方運輸局長の認証を受けなければならない。
- ※2「指定自動車整備事業」とは、自動車特定整備事業者からの申請により、検査設備を有するなど一定の要件を満たした場合に地方運輸局長から指定を受けて行う事業である。当該事業者が指定を受けた事業場（いわゆる「民間車検場」）において交付する「保安基準適合証」を提出することにより、国への現車提示を行わずに車検手続きが行える。
- ※3「自動車検査員」とは、指定自動車整備事業者で車検手続きを行う自動車が保安基準に適合しているかどうかの検査を行う者であり、一定の要件を満たした者から指定自動車整備事業者が選任する。

【参考】道路運送車両法（抜粋）（昭和二十六年六月一日法律第百八十五号）

（保安基準適合証等）

第九十四条の五 指定自動車整備事業者は、自動車（検査対象外軽自動車及び小型特殊自動車を除く。）を国土交通省令で定める技術上の基準により点検し、当該自動車の保安基準に適合しなくなるおそれがある部分及び適合しない部分について必要な整備をした場合において、当該自動車が保安基準に適合する旨を自動車検査員が証明したときは、請求により、保安基準適合証及び保安基準適合標章（第十六条第一項の申請に基づく一時抹消登録を受けた自動車並びに第六十九条第四項の規定による自動車検査証返納証明書の交付を受けた検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車にあっては、保安基準適合証）を依頼者に交付しなければならない。ただし、第六十三条第二項の規定により臨時検査を受けるべき自動車については、臨時検査を受けていなければ、これらを交付してはならない。

四 第一項の場合においては、自動車検査員は、国土交通省令で定める基準により、当該自動車が保安基準に適合するかどうかを検査し、その結果これに適合すると認めるときでなければ、その証明をしてはならない。この場合において、自動車検査員が当該自動車について国土交通省令で定める技術上の基準により同項の点検を行い、その結果保安基準に適合すると認めた部分は、国土交通省令で定めるところにより、検査において保安基準に適合するものとみなす。

第九十四条の七 自動車検査員その他第九十四条の五第一項及び第九十四条の五第二項（保安基準適合証等及び限定保安基準適合証）の証明その他の保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の交付の業務に従事する指定自動車整備事業者並びにその役員及び職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。